議　　題

人事担当課長会議

議題１　障害者の採用について
（日進市提出）

【要旨】

各市が実施している障害者の採用試験につきまして、年齢制限、試験科目をご教示ください。なお、障害の種類（身体、知的、精神等）、障害程度区分等により異なる場合、それぞれの内容についてご教示ください。

また、身体障害者以外の障害者の採用につきまして、募集した職種及び採用実績を、過去３か年度分（平成２６年度～平成２８年度）をご教示ください。

議題２　共同試験の実施について
（津島市提出）

【要旨】

民間の選考開始が６月と統一試験日より早く、国、県の試験においても早期に合否が決まっていく中、人事試験センター利用のうえで、各市が有能な人材を確保していくために、平成２８年度から始まった奈良県市町村共同試験の方法を取り入れるのはいかがか。各市の見解を伺いたい。

奈良県では土木技術職員の採用試験を共同試験で実施し、県がとりまとめていたが、本協議会では市長会にとりまとめていただく方法が考えられる。(一次試験（＝統一試験）合格者の高得点者から優先に、第１～第３志望の団体へ二次試験を受験できる。第１志望が不合格でも、第２、第３で合格の可能性もある)。

メリット：近年、各市で二次募集が多くなっている中、同じ統一試験で行っており、教養面での能力実証ができているため、これを活用することで、二次、三次の試験実施コストを下げることができ、公務員志望の意識の高い受験者を多く拾うことができる。また、受験者にとっても合格の可能性が高くなるため、申込数も多く見込むことができる可能性がある。

デメリット：各市で異なる合格ラインを１つにするため、それぞれの採用コンセプトを変えていく必要がある。高得点者が必ず「うち」に来るとは限らない（もし、「うち」で受験していたら。二次に進めたものが共同にしたことによってとり逃がすことになる）

≪参考：奈良県・市町村土木職員採用共同試験≫

平成２８年度：奈良県と１０市町村（天理市、桜井市、葛城市、宇陀市、山添村、三宅町、明日香村、広陵町、大淀町、上北山村）

平成２９年度：奈良県と８市町村（天理市、五條市、宇陀市、山添村、川西町、天川村、下北山村、東吉野村）

議題３　東日本大震災及び熊本地震被災地への職員派遣について
（市長会事務局提出）

【要旨】

昨年度の人事担当課長会議において、平成２９年度以降の被災地への職員派遣について、各市の意見を徴取したところ、現在の方針どおり職員派遣を実施するとの意見が多数を占めたため、２９年度の被災地への職員派遣については、派遣先に熊本地震被災地を加え、東日本大震災又は熊本地震被災地と改め、平成２８年度と同様の職員数の職員派遣を実施することとしました。

しかしながら､職員派遣の見直しを要望する意見も一部にあったため、平成３０年度以降の被災地への職員派遣のあり方について、各市の現派遣職員や元派遣職員の意見も踏まえた各市の考えにあたるものを次の選択肢から選んでいただき、その理由をご教示いただきますようよろしくお願いします。（基本方針等については、資料参照）

Ａ：全国市長会からの要請が続く限り、現在の方針どおり職員派遣を実施

Ｂ：平成３０年度から方針を撤廃し各市の判断で職員派遣を実施

Ｃ：その他

議題４　職員児童手当の事務及び扶養手当への所得情報の流用について
（春日井市提出）

【要旨】

（１）平成２９年７月から情報提供ネットワークシステムが利用開始となるが、職員児童手当の事務にあたり当該システムを利用して情報照会を行う予定はあるか。

春日井市では、情報提供ネットワークシステムを用いた事務の運用を考えているが、詳細が定まっていない部分も多く、児童手当の事務における利用を先延ばしにする団体もあると聞いているが、どうか。

（２）また、このようにして取得した所得情報を、扶養手当の判断に流用を想定しているか。

子が出生した場合、児童手当の書類と扶養手当の書類は同時に提出されるものであり、証明書は１通のみ添付してもらい、流用して対応している。

今後、児童手当はマイナンバーにより所得情報を照会するため証明書の提出義務がなくなる一方、扶養手当においては証明書が必要となると、事務が煩雑になり、職員においても理解しづらい事務になると思われる。

扶養手当は番号法の想定する事務ではないが、取得した所得情報は、個人番号を含むものではないことから、流用は可能であると考えるがどうか。（総務省提示のマイナンバーに関するＱ＆Ａ（No8459）参照）

議題５　被扶養者の所得が扶養手当支給の基準を超えた場合の扱いについて
（春日井市提出）

【要旨】

（１）被扶養者の収入年額が扶養手当支給の基準（春日井市は年額 130 万円）を超えない見込みで扶養手当を受給していたにもかかわらず、実際には超過した場合の手当の返還について、いつまで遡るか。

春日井市では、労働条件の変更など収入増加の起点が明らかな場合にはその時点に遡り、収入月額が 108,800 円（130 万円÷12 月）を超える月が３月以上続いた場合はその１月目に遡るが、業務の繁閑など月によって増減があり、増加の起点が明らかでない場合は 130 万円を超えた年の１月に遡っている。

（２）また、収入年額が基準を超えたかの判断について、見込みでは暦年に関係なく届出事実の発生時点から向こう１年の所得を見ているが、後になって超えていなかったかを確認する場合には、どの期間で判断するか。

春日井市では、毎月過去１年を振り返って超過していないか確認するのは煩雑であり、裏づけ資料の収集も困難なため、年に一度所得証明をもって確認している。結果として暦年での判断となり、（１）手当の返還においてもその年の１月に遡ることとなる。

しかしながら、暦年では基準を超えず、暦年をまたいだ１年間で基準を超えた場合は、職員から申出がなければ把握できず、手当を支給し続ける不合理がおきている。

議題６　手話通訳に従事する職員の取扱いについて
（春日井市提出）

【要旨】

春日井市では、手話通訳に従事する職員を臨時的任用職員（臨時職員）として採用しており、障がい福祉課に常駐する設置型の手話通訳と、派遣依頼があった場合に現地へ赴く派遣型の手話通訳の２つの形態により運用しているところであるが、派遣型手話通訳について次のような問題が生じている。

①依頼に応じて派遣されるのが通常であることから、勤務時間の管理が困難であること②派遣された時間帯によって夜間に及ぶため夜間手当が生じうる可能性があること③報告書の作成時間に対して手当を支給するか否か、通勤手当の支給の是非等、他の臨時職員との乖離が大きい。

手話通訳を臨時職員として任用をすること自体に限界があるかと思われるが、他市ではどのように手話通訳を確保し、派遣依頼に対応しているか。

議題７　通勤手当支給額決定のための交通用具使用距離について
（春日井市提出）

【要旨】

（１）交通用具の使用距離によって通勤手当の額が変わるが、その距離をどのように計測しているか。

春日井市では、グーグルマップのルート検索機能により計測しており、職員の届出経路より短い経路を採用することがある。しかしながら、交通安全の観点からできるだけ主要道路を通行するよう指導しているため、検索結果の最短経路をそのまま採用することもできず、担当者により経路が異なることがある。

（２）また、①人事課による計測結果が②職員の届出距離と異なり、それぞれの距離に基づく手当額も異なる場合、いずれの距離で認定しているか。

春日井市では、距離が①＞②のときは②とし、①＜②のときは①×1.05と②とを比較して小さい方の距離で認定しているため、距離を正確に届出るより過大に届出た場合の方が手当額が高くなることがある。